

最高裁秘書第1452号

令和8年4月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

渡邊達之輔裁判官（56期）、定森俊昌裁判官（63期）及び人見和幸裁判官（64期）が審理員として作成した意見書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月12日付け（同月16日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第75号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）